

第 8 4 号議案

加東市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

加東市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市国民健康保険条例の一部を改正する条例

加東市国民健康保険条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「4 0 万 4 , 0 0 0 円」を「4 0 万 8 , 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 5 条第 1 項の規定は、令和 4 年 1 月 1 日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

第84号議案 要旨

加東市国民健康保険条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）が改正されることに伴い、国民健康保険の出産育児一時金の額について、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

国民健康保険の出産育児一時金を1児につき40万4,000円から40万8,000円に増額すること。（第5条関係）

3 市民負担への影響

現行は、1児につき、出産育児一時金にあつては40万4,000円、産科医療補償制度加入医療機関等での出産による加算金にあつては1万6,000円であることから、これらを合計した支給総額は42万円である。

今回の改正により出産育児一時金を40万8,000円に増額するが、この条例と併せて改正予定の加東市国民健康保険条例施行規則（平成20年加東市規則第31号）により産科医療補償制度加入医療機関等での出産による加算金を1万2,000円に減額するため、支給総額は1児につき42万円と現行と同額となり、市民負担への影響はない。

4 施行期日 令和4年1月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として1児につき<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として1児につき<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

第84号議案 説明資料

加東市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（案）

加東市国民健康保険条例施行規則（平成20年加東市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「1万6,000円」を「1万2,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条第2項の規定は、令和4年1月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。